

令和5年4月1日

牛肉・豚肉事故処理要領に関する確認書

東京食肉市場株式会社（以下甲という）および東京食肉市場卸商協同組合（以下乙という）ならびに東京食肉買參事業協同組合（以下丙という）は、事故処理要領に関して下記事項を確認する。

記

1. 事故品の受付期間については別途覚書を締結する。
2. 現物提示については、
 - (1) 現物を提示・確認することを原則とする。
 - (2) 豚肉についてのみ、以下の事例に合致するもの等について画像での受付を認める方向で、基準・ルール作りを4者（甲・乙・丙および東京都）で行うこととする。
①『事例』
 - ア. 豚の肩の膿瘍・豚肉のシコリ・内出血等、商品として問題のあるもの。
 - イ. 次回のせり参加が日数を超える、または日数ぎりぎりで事故物品が発見された事前の4者協議によって認められたもので、裁定者が明らかに写真、動画で異常部位の程度等が明確にわかるもの。
 - ②必要な写真（案）
 - ア. 当社が枝肉に添付したラベル
 - イ. 売渡表
 - ウ. 異常部位は第三者が見て分かるような写真複数枚（計量写真含む）
 - (3) 受付時間は、販売後の事故処理要領に記載する時間帯とする。
 - (4) 事故物品検査確認書に関する件
乙または丙が必要とする書類を甲は提出する。
 3. 事故物品の減額限度
異臭等による全廃が発生した場合は、甲が見舞金を支払うこととする。支払金額については、事故の内容・程度により、判断する。
 4. 豚肩ロース及びヒレの事故評価について
 - (1) 肩ロースは、肩として評価する。
 - (2) ヒレは、ロースとヒレをあわせた部位で評価する。
 5. よく見てマークに関する件
同一のセリ場で、牛枝肉、豚枝肉を購買する以上、4者（甲・乙・丙および東京都）で定期的な打合せを行い、問題点の解決を図る。

6. シミに関する件

シミ（血班）についても、市場取引の経験から予見できないものについて個別に判断する。

以上

令和5年4月1日

甲 東京食肉市場株式会社
代表取締役社長 小川 一夫

乙 東京食肉市場卸商協同組合
理事長 野本 照雄

丙 東京食肉買參事業協同組合
理事長 廣瀬 常年

買受人各位

東京食肉市場株式会社

豚肉営業部

豚枝肉販売後の事故処理基準の変更について

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り
厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年4月1日販売分より、販売後の事故処理について写真での事故申請が認められるようになりました。

つきましては申請写真のルール定めさせていただきます。

申請写真のルール

- ・損敗部分の全体写真と損傷部位の写真(ロース、ヒレ、バラ、モモ、肩(肩ロース、ウデ))の当社発行の計量ラベルシールの添付写真
 - ・豚肉営業部にメール送信(syo@tmmc.co.jp)
 - ・送信後、豚肉営業部に連絡 03-3740-3132
- *メールはデータサイズの関係上、写真のみ(動画は×)となります。
*写真で損傷が確認できない場合は現物をお持ちいただきます。
*期日後の連絡は受付できません。

敬具

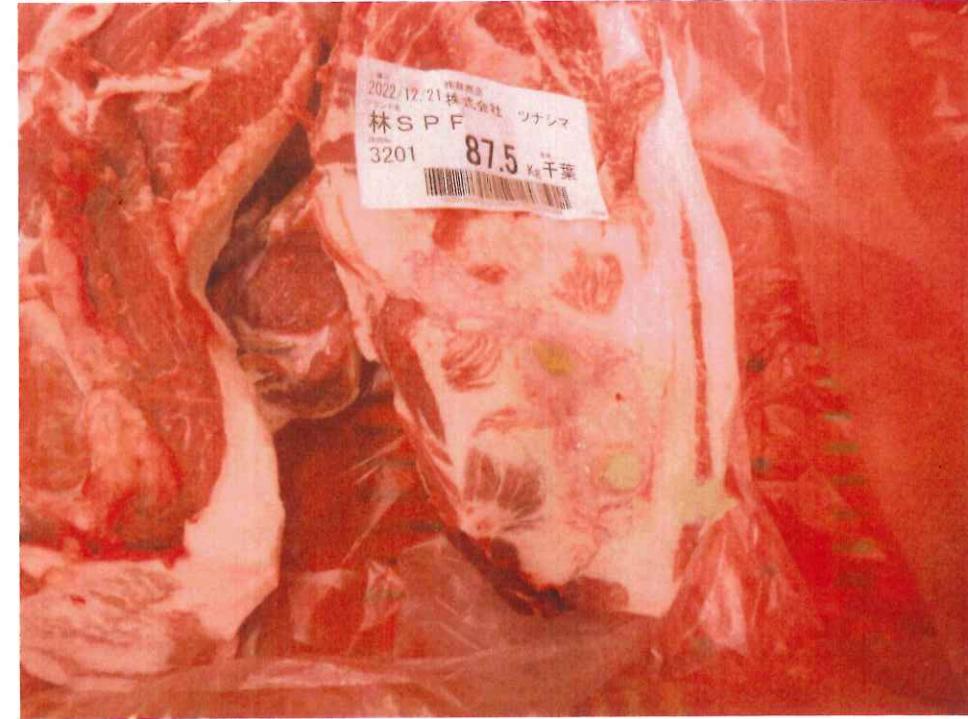
全
体



例



※ 膜ラベルシールを本体に貼り替



損傷箇所